

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、
多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 関東・甲信越ブロック資料」

～全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック研修会～

罪に問われた障害者・高齢者支援の再出発 ～ 支援のはじまり～

平成 21 年度に地域生活定着支援事業が始まり、10 年以上が経過しました。関係機関の皆様のご協力をいただきながら支援をしていますが、実情を十分に伝えられないまま、支援をしている現状があります。そこで改めて、「罪に問われた障害者、高齢者の支援の現状」を再確認し、共通認識することで地域生活定着促進事業の理解促進、支援者の技術の向上を目的に関東甲信越ブロックの研修を開催いたします。

基調講演 「罪に問われた障害者と高齢者の現状」
～刑務所の中の実態～

講師 江川 紹子 氏
ジャーナリスト



国際情勢や国内の社会問題、教育問題、人権・平和等に関する、精力的に取材・執筆。近年では、東日本大震災や熊本地震の取材、郵便不正事件やいくつもの再審事件など、刑事司法の様々な問題を追及。検察の在り方検討委員会に就任するなど、多方面に活躍中。

日時 2021 年 11 月 11 日（木）13 時～16 時 10 分

定 員 500 人
参加費 無料

本研修は ZOOM で実施いたします。

プログラム

| | | |
|--------|------|--------------------------|
| 12:30～ | 受付開始 | |
| 13:00 | 開会挨拶 | 全国地域生活定着支援センター協議会会長 高原伸幸 |
| 13:10～ | 基調講演 | 江川紹子氏 |
| 14:50～ | 行政報告 | 厚生労働省 社会援護課・法務省保護局観察課 |
| 15:35～ | 活動報告 | 静岡県地域生活定着支援センター |
| 15:50～ | 事例報告 | 長野県地域生活定着支援センター |
| 16:05 | 閉会挨拶 | 山梨県地域生活定着支援センター |

参加方法

11月2日（火）までに、下記 URL もしくは QR コードからお申込みフォームに入力後、送信してください。

（メールにて ID とパスコード及び資料を送信します。11月5日までに、資料が届かない場合は下記連絡先までお問い合わせください。）

<https://forms.gle/gKcfZNc3huzBYxqEA>

本研修は「 ZOOM 」を使用します

インターネットに接続されたパソコン、タブレット、スマートフォンのいずれでも参加できます。使用するデバイスの（パソコン、タブレット、スマホ等）にあらかじめ、Zoom のアプリをインストールまたはダウンロードしてください。
(インストール、ダウンロードは無料でできます。最新バージョンを使用してください)



※パソコンやタブレットの場合はこちらからダウンロード →

<http://zoom.us/download>（「ミーティング用 Zoomクライアント」をダウンロード）

※スマートフォンの場合はApple ストアや GooglePley ストアから「Zoom Cloud Meetings」のアプリをダウンロード

※いずれも参加者（ゲスト）として使用される場合は、Zoom のライセンス（マイアカウント）を取得する必要はありません。（アカウント取得が必要なのは主催者となります）インストール/ダウンロードするだけで参加可能です。

注意事項

★参加にはインターネットに接続できる環境が必須となります。
有線 LAN の使用、または Wi-Fi 環境での参加を推奨します。

★参加にかかるデータ通信料は参加者負担となりますのでご了承ください。
スマートフォン、タブレット等の契約プラン内容によってはデータ制限がかかる可能性がありますので、ご注意ください。

★通信状況やお使いのデバイス状況により、映像や音声が途切れてしまうなどの不具合が生じる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

【配信の撮影・録画・キャプチャー等および資料の無断転載、複製等は固くお断りします】

★感染の状況により研修会を中止する可能性があります。

<問い合わせ先>

- 社会福祉法人あしたか太陽の丘
静岡県地域生活定着支援センターひまわり
- 電 話：055-923-7984
- ファックス：055-923-7985
- メール：himawari@a-taiyou.jp



令和3年11月11日

全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック研修行政説明資料

地域生活定着促進事業の現状等について

厚生労働省 社会・援護局総務課 課長補佐
酒谷徳二

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 1 地域生活定着促進事業の沿革
- 2 地域生活定着促進事業の概要
- 3 被疑者等支援業務の概要
- 4 地域生活定着促進事業の支援実績
- 5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状



1 地域生活定着促進事業の沿革（概要）①

| 年月 | できごと | 社会福祉関係 | 刑事司法関係 |
|-------------|------------------------------|--|---|
| 14年 | | | 行刑改革会議（法務省・15年12月報告とりまとめ） |
| 15年7月 | | | 心神喪失者等医療観察法成立（17年7月施行） |
| 15年12月 | 山本譲司著『獄窓記』出版 | | |
| 16年～ 17年 | | | ・刑事施設に精神保健福祉士配置(16年度～) ・更生保護のあり方を考える有識者会議（法務省・18年6月最終報告） |
| 17年5月 | | | 監獄法改正（18年5月、19年6月段階施行） |
| 17年12月 | | 障害者自立支援法成立（18年10月施行）（現：障害者総合支援法） | |
| 18年1月 | 下関駅放火全焼事件（知的障害のある累犯者による放火事件） | | |
| 18年4月 | | 刑務所出所者等総合就労支援対策の開始（法務省と厚生労働省の連携） | |
| 18年～ 20年 | | 「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（南高愛隣会） | ・法テラス設立（18年4月） ・PFI刑事施設運営開始（18年4月） ・被疑者国選弁護制度開始（18年10月） ・刑務所に社会福祉士配置（19年～） |
| 19年6月 | | | 更生保護法成立（20年6月施行） |
| 20年3月 | | 刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（20年9月とりまとめ） | |
| 20年12月 | | 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議決定） | |
| 21年～ | | ・地域生活定着支援センター設置開始（都道府県） ・地域生活移行個別支援特別加算 | ・指定更生保護施設（福祉職員の配置）（4月～） ・裁判員法全面施行（5月） |

1 地域生活定着促進事業の沿革（概要）②

- 獄窓記を始めとして、地域生活定着促進事業開始前から、福祉関係者が、高齢・障害を有する受刑者の問題を指摘。
- 矯正施設では、名古屋刑務所事件（平成14年）以来、矯正処遇の在り方の見直しが進められていた。
- 並行して、福祉関係団体等により、調査研究が進められた。
 - ・平成18～20年度 厚生労働科学研究
「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」
研究代表者 社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭氏
 - ・平成20年度 独立行政法人福祉医療機構助成事業
「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業」
社団法人 日本社会福祉士会
 - ・平成20年度 障害者保健福祉推進事業
「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」
独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

(参考) 法務省の特別調査の結果(当時)等

- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)



- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

(参考) 高齢・障害のある受刑者等に関する統計（主に出口段階に関するもの）

○ 高齢者

2,143人 (全体の12.9%)

○ 精神障害のある者

(確定診断有り)

2,544人 (全体の15.3%)

| | |
|----------|--------|
| うち知的障害 | 297人 |
| 人格障害 | 63人 |
| 神経症性障害 | 337人 |
| その他の精神障害 | 1,847人 |

○ 知的障害の疑いのある者

(確定診断無し)

3,317人 (全体の20.0%)

※いずれも令和2年に刑事施設に収容された新受刑者（総数16,620人）に占める人数・割合。

「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害、発達障害等を含む）を有すると診断された者。

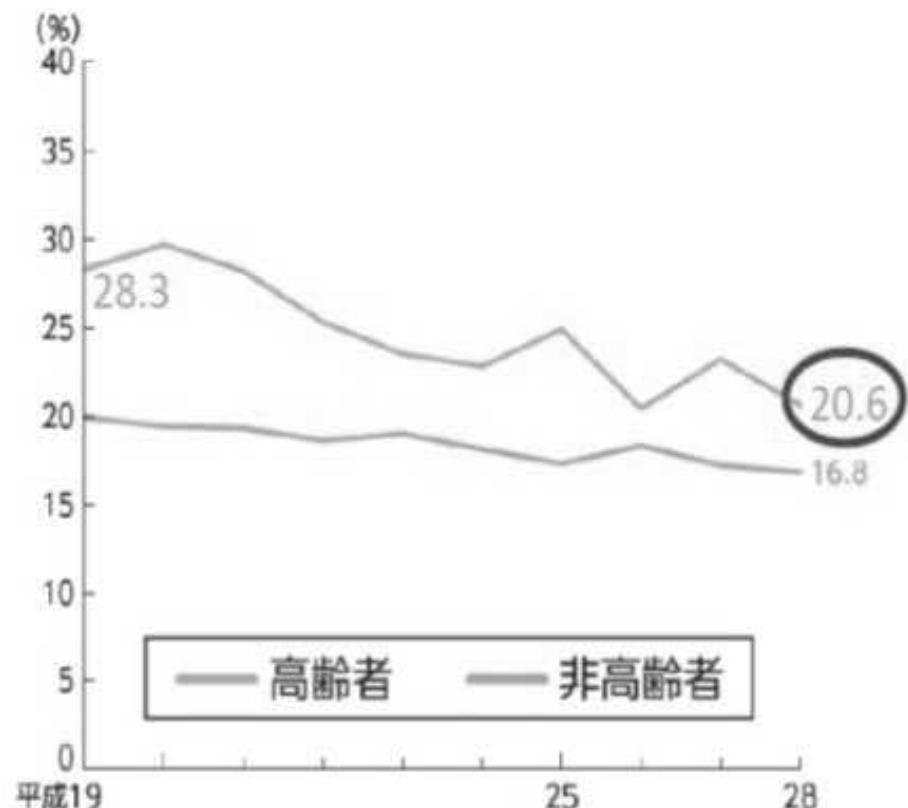
「知的障害の疑いのある者」は、能力検査値が69以下の者。

(参考) 高齢・障害のある受刑者等に関する統計（主に出口段階に関するもの）

認知症傾向のある受刑者の比率

| 年齢層 | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 75-79歳 | 80歳以上 |
| 6.5% | 10.2% | 21.6% | 25.6% | 28.6% |

・65歳以上の受刑者の6人に1人は認知症疑い



・高齢受刑者(H28出所)の2年内再入率20.6%
・非高齢者に比べて一貫して高い

※認知症傾向ある受刑者の比率については、平成26年12月31日時点での調査による。

【出典】平成30年版犯罪白書（法務省）による（<https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/mokujii.html>）

1 地域生活定着促進事業の沿革（概要）③

○ 骨太の方針2008

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

3 良好的な治安と災害に強い社会の実現等

再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。

○ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月）

第2 犯罪者を生まない社会の構築

2 刑務所出所者等の再犯防止

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようとするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、
「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。

➡ 地域生活定着支援事業（平成24年度から地域生活定着促進事業）が平成21年度から開始

2 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターは、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、以下の業務を実施。
 - ① コーディネート業務
保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。
 - ② フォローアップ業務
コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。
 - ③ 相談支援業務
懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
 - ④ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等
- さらに、令和3年度から、「被疑者等支援業務」(※)を開始。
(※) 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援。

【事業概要】

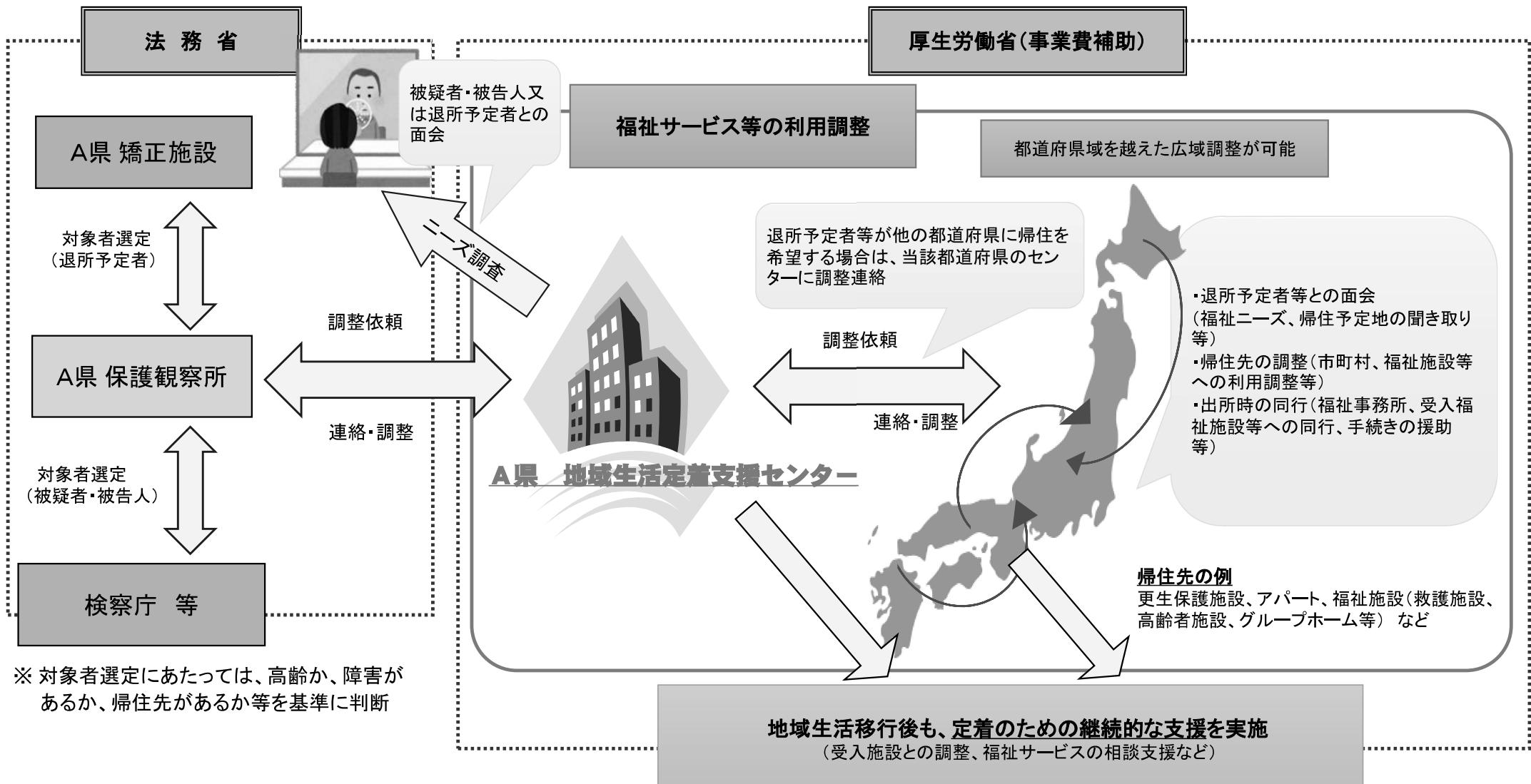
[実施主体] 都道府県（ただし、社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

※ 地域生活定着支援センターの設置状況 48か所（原則、都道府県に1か所（北海道のみ2か所））

うち、社会福祉法人：32か所（うち社協8か所）、社団法人：11か所、NPO法人：5か所

[補助率] 定額補助（3／4相当）

【参考】地域生活定着促進事業の支援スキーム（イメージ）

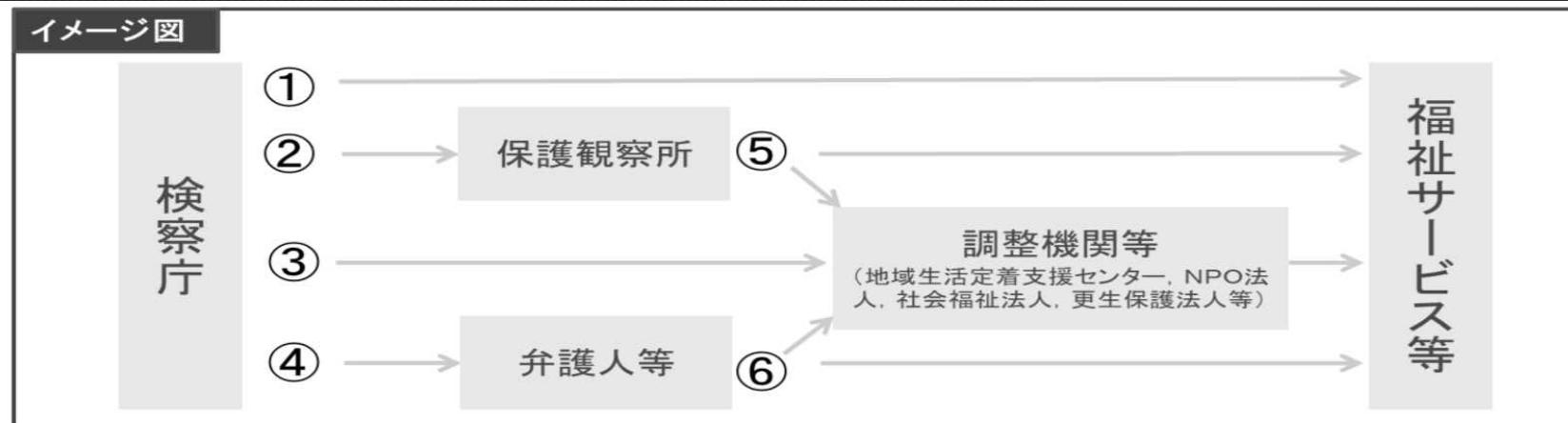


【目的】

支援対象者の社会復帰及び地域生活への定着を支援

⇒ その結果として、再犯防止対策に資する

3 令和3年度の被疑者等支援業務の概要① 入口支援（※）のイメージ



(各パターンの起点は、①～④が検察庁、⑤が保護観察所、⑥が弁護人等)

- ①：検察庁が自ら調整等を行い、福祉サービス等につなぐ
- ②：検察庁が保護観察所に依頼し、保護観察所が必要に応じて調整機関等とも連携し、福祉サービス等につなぐ
- ③：検察庁が調整機関等に依頼し、調整機関等が福祉サービス等につなぐ
- ④：検察庁が弁護人等に依頼し、弁護人等が必要に応じて調整機関等とも連携し、福祉サービス等につなぐ
- ⑤：保護観察所が直接又は調整機関等と連携して福祉サービス等につなぐ
 - 支援対象者が保護観察所に相談し、当該保護観察所が福祉サービス等につなぐもの
- ⑥：弁護人等が直接又は調整機関等と連携して福祉サービス等につなぐ
 - 弁護人等が更生支援計画書の作成等を社会福祉士等に依頼し、福祉サービス等につなぐもの

【出典】法務省・厚生労働省「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会結果報告書」
(<https://www.moj.go.jp/content/001318666.pdf>)

※刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。11

3 令和3年度の被疑者等支援業務の概要② 被疑者等支援業務開始の背景

○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1. (2) ③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目指して結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続の入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2 (3) ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2 (3) オ

満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

○入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会（※再犯防止推進計画に基づき実施された検討会）結果報告書（令和2年3月）

- ・支援開始からフォローアップまで同一の者（機関・団体）が関わる仕組みがあるとよい。
- ・当初受け入れた施設において問題が生じた場合に、別の受入先を調整する（つなぎ直し）ができる仕組みが必要であると思う。
- ・地域生活定着支援センターは、犯罪をした高齢者又は障害のある者に対する福祉サービス等の利用調整等についてノウハウを有し、（中略）同センターは刑務所出所者等に対する支援を本来の業務としていることから、入口支援を行う体制が必ずしも十分ではない。

(参考) 高齢の犯罪者に関する統計（主に入口段階に関するもの）

○ 微罪処分

高齢者率は37.6%（平成29年）

当時の日本の高齢化率は27.7%

○ 刑法犯の起訴猶予率

全体の起訴猶予率は51.7%

65～69歳は55.7%、70歳以上は65.1%（いずれも令和元年）

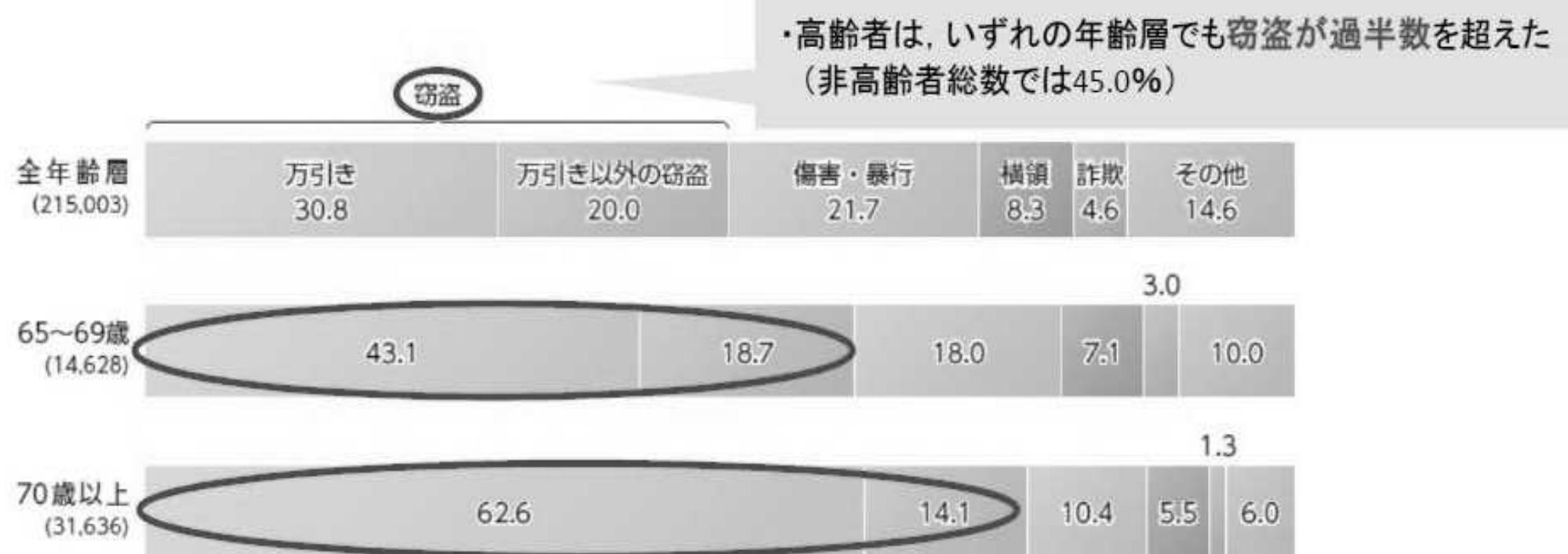
○ 全部執行猶予者の保護観察率

高齢者6.1%（単純執行猶予者 3,793人）、非高齢者8.1%（いずれも平成29年）

【出典】微罪処分及び全部執行猶予の保護観察率は「平成30年版犯罪白書」（法務省）、刑法犯の起訴猶予率は「令和2年版犯罪白書」（法務省）による
(https://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html)

(参考) 高齢の犯罪者に関する統計（主に入口段階に関するもの）

高齢の刑法犯検挙人員に占める窃盗の多さ



※ 平成29年数値

【出典】平成30年版犯罪白書（法務省）による（<https://www.moj.go.jp/content/001309862.pdf>）

(参考) 高齢の犯罪者に関する統計（主に入口段階に関するもの）

窃盗により有罪判決を受けたものに関する調査結果

【科刑状況】 約半数が罰金。非高齢群と比べて、

罰金・単純執行猶予の割合が高い※

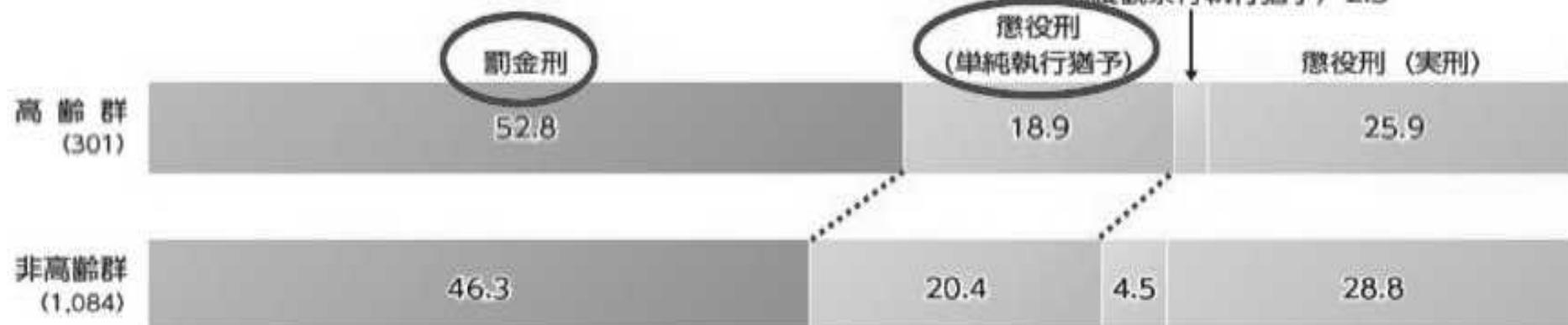
※なお、有罪判決にも至らない微罪、起訴猶予者は更に多い

矯正・保護の処遇を受ける者は限られる

【再犯状況】

罰金処分から約2年間で、

高齢男性の18.6%、高齢女性の34.2%が再犯



※ 平成23年6月に窃盗により有罪の裁判が確定した高齢者354人、非高齢者2,067人を調査したもの。

【出典】平成30年版犯罪白書（法務省）による（<https://www.moj.go.jp/content/001309862.pdf>）

(参考) 地域生活定着促進事業の支援効果 特別調整対象者等の再入の状況

【高齢受刑者】



【障害のある受刑者】



※ 平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者及び障害（知的障害・知的障害以外の精神障害）のある受刑者について、平成27年5月末日までの間における刑事施設への再入の有無を調査したもの。

【出典】「研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」（法務省）
(https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00091.html) のデータを元に作成

3 令和3年度の被疑者等支援業務の概要③ 支援スキームの概要

【要旨】

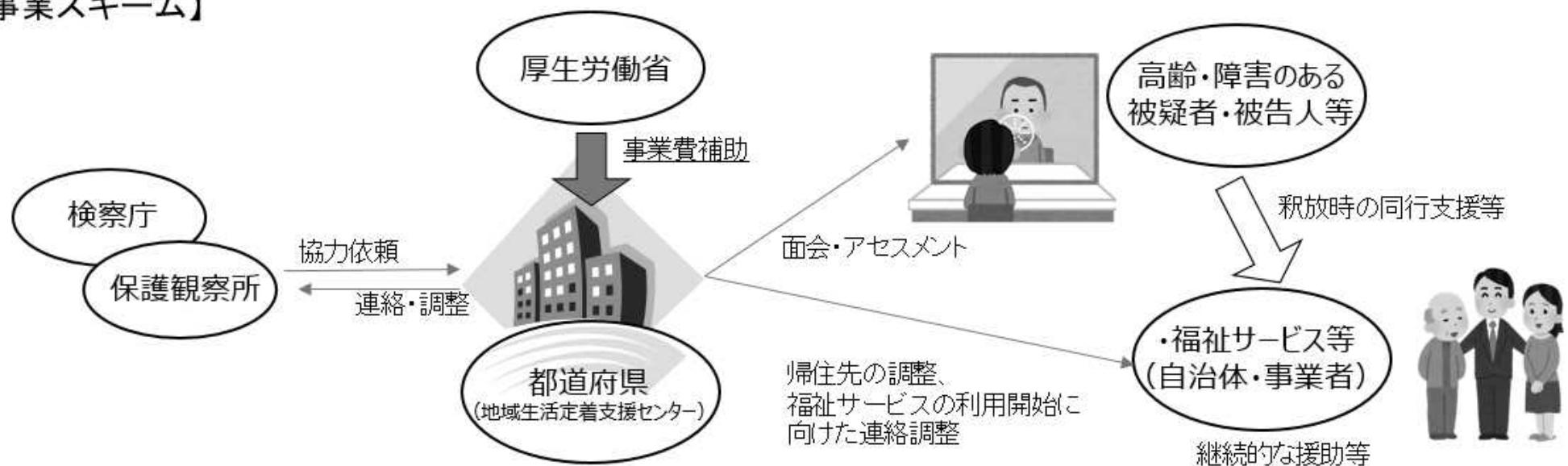
- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

【事業内容】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービスの利用開始に向けた連絡調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設等との調整、福祉サービスの利用相談等、地域生活への定着のための継続的な援助等を行う。

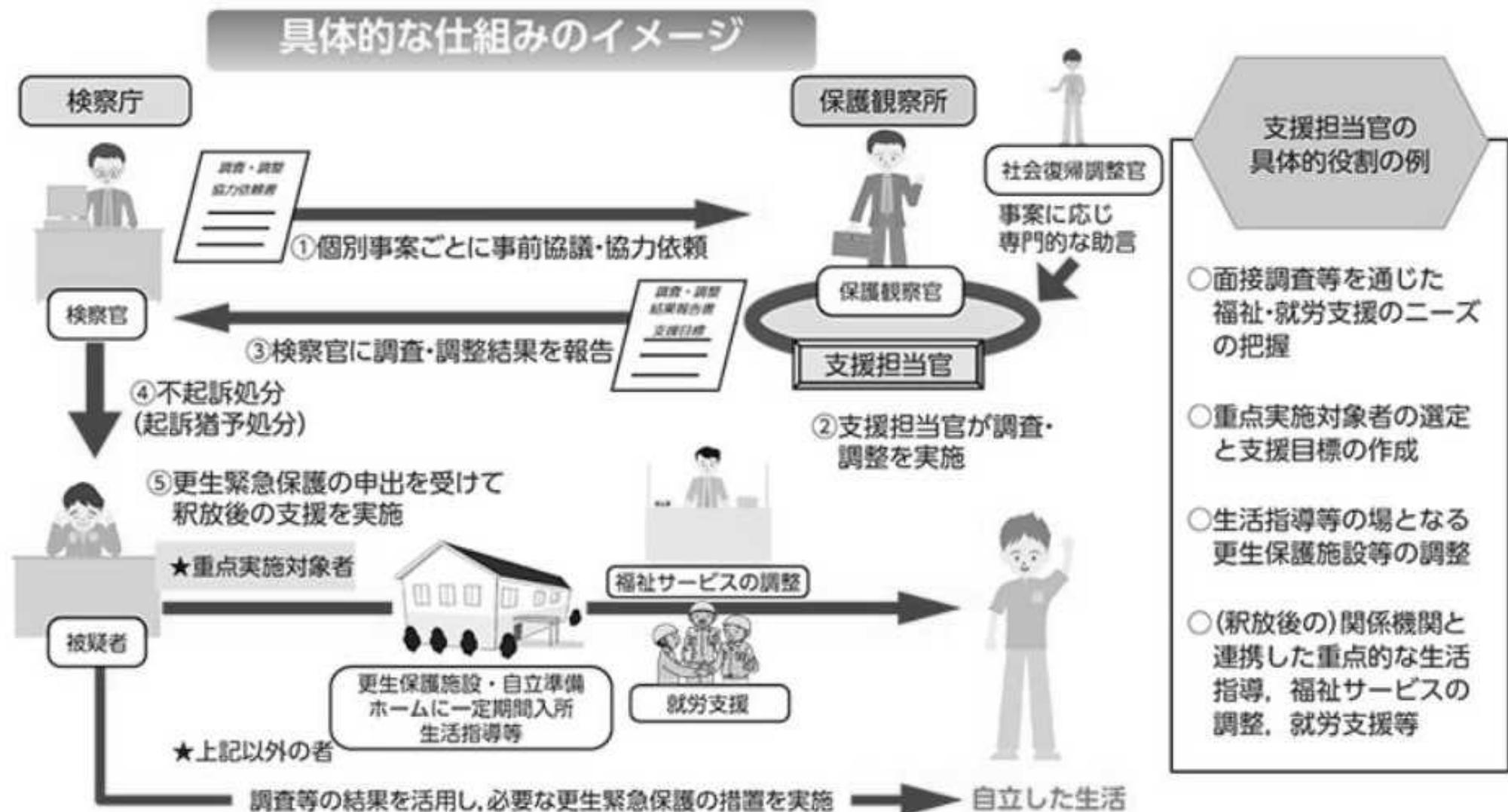
【実施主体】 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

【事業スキーム】



(参考) 起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行(～令和2年度)の概要

→ 令和3年度からは被疑者等支援業務が開始、連携することとなり、「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」に



【出典】「平成30年版犯罪白書」（法務省）

(https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_2.html)

3 令和3年度の被疑者等支援業務の概要④ 支援スキームの詳細

【事業内容】

○令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」を開始。

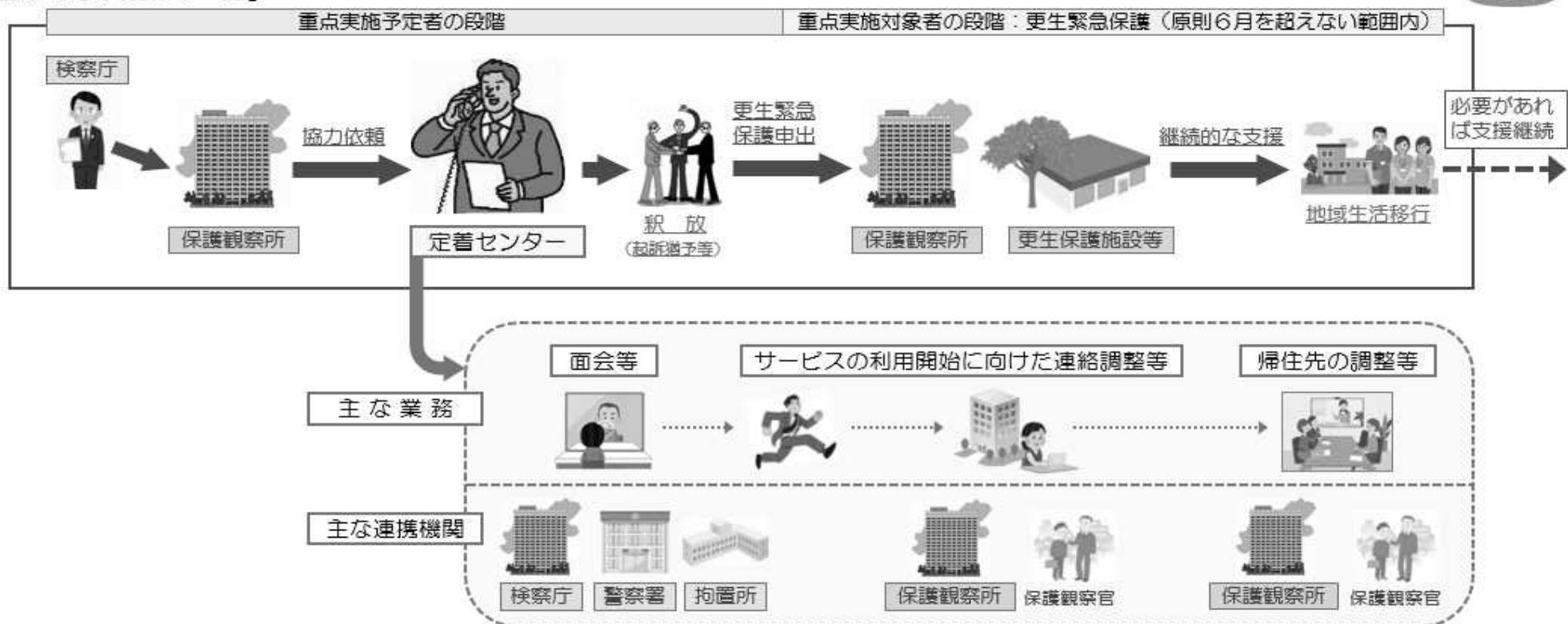
【支援対象】

- ①保護観察所からの協力依頼の発出時点で被疑者又は被告人であること。 ②高齢であり、又は障害を有する被疑者等であって、保護観察所の長により更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性があると判断され、選定された者。（重点実施予定者）
- ③重点実施予定者のうち、保護観察所と地域生活定着支援センター（以下、定着センター）が連携し、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所と定着センターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者。（重点実施対象者）

【ポイント】

- ①「継続的な支援」の基本的な期間：更生緊急保護の期間と同様に6月を想定。 ②既存の「相談支援業務」は引き続き定着センター業務に位置づける。
- ③釈放後の支援を効果的に行うために、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法に適宜変更しても良い。

【基本的な事業スキーム】



4 地域生活定着促進事業の支援実績①

地域生活定着支援センターの支援状況（令和2年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、かっこ内は令和元年度の実績）

| | | |
|---------------|------------------------------------|--------------|
| コーディネートを実施した者 | | 1,486(1,455) |
| 【内訳】 | 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者 | 771(759) |
| | 帰住地への受入れ調整を継続中の者 | 595(570) |
| | 「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者 | 120(126) |

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

| | | |
|-----------|-------------------------|----------|
| 矯正施設入所前に、 | 介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者 | 142(122) |
| | 療育手帳又は障害者手帳を取得していた者 | 382(384) |
| 矯正施設入所中に、 | 介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者 | 332(262) |
| | 療育手帳又は障害者手帳を取得した者 | 151(144) |

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

| | |
|-------------------------|--------------|
| 矯正施設退所後にフォローアップを実施した者 | 2,327(2,324) |
| 【内訳】 支援が終了した者（地域に定着した者） | 601(716) |
| | 支援継続中の者 |

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

| | |
|---------------------------------|----------|
| フォローアップ中に、生活保護を申請した者 | 668(706) |
| フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者 | 260(232) |
| フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者 | 99(133) |

3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

| | |
|---------------|--------------|
| 相談支援を実施した者 | 1,415(1,392) |
| 【内訳】 支援が終了した者 | 648(600) |
| | 支援継続中の者 |

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

| | |
|-----------------------------|----------|
| 相談支援中に生活保護を申請した者 | 131(119) |
| 相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者 | 80(78) |
| 相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者 | 26(25) |

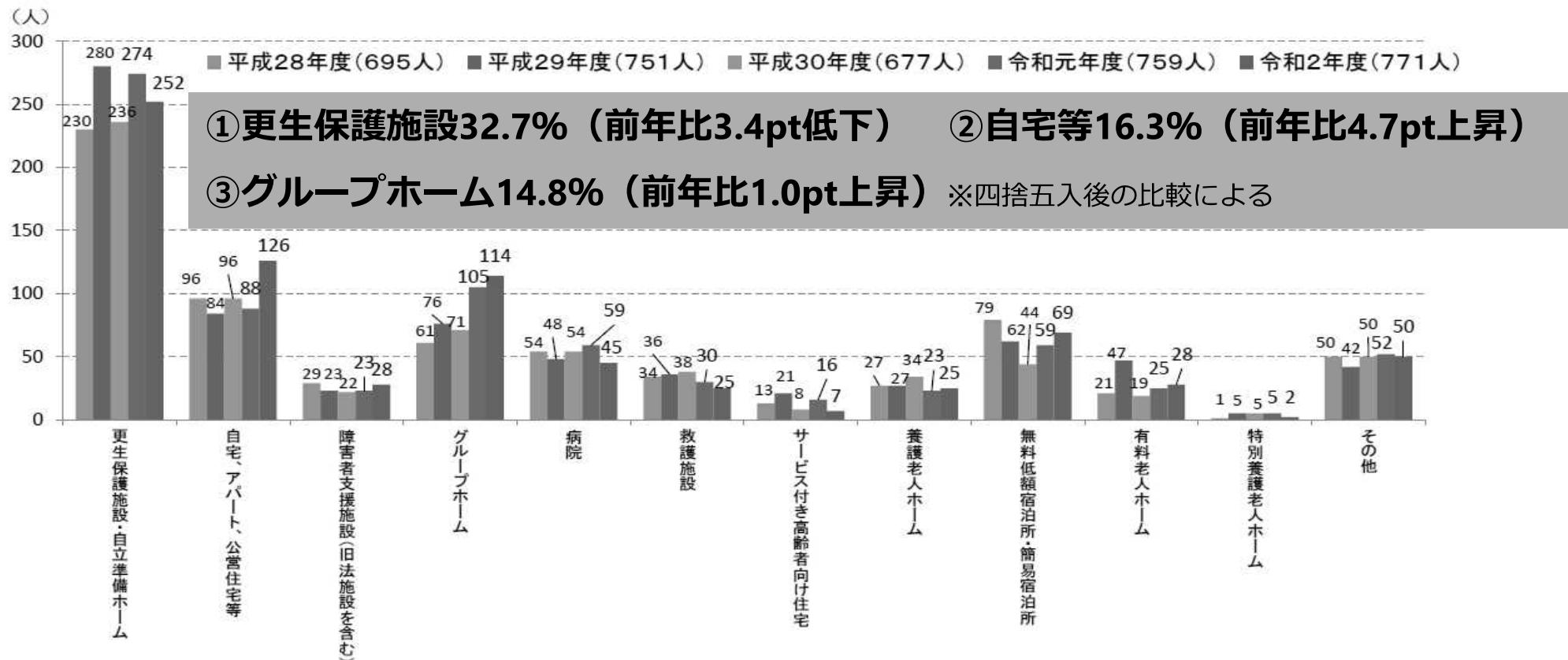
4 地域生活定着促進事業の支援実績②

高齢者44.4% 身体障害者10.3% 知的障害者30.5% 精神障害者43.8% ※重複計上による

| | 身体障害 あり | 知的障害 あり | 精神障害 あり | 身体＋ 知的 | 身体＋ 精神 | 知的＋ 精神 | 身体＋知的 ＋精神 | その他※ | 合計 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|--------------|----------|----------|
| 65歳以上 | 27(44) | 22(28) | 56(44) | 1(3) | 8(3) | 6(3) | 1(0) | 221(230) | 342(355) |
| 65歳未満 | 21(28) | 132(127) | 188(166) | 7(7) | 13(10) | 65(56) | 1(5) | 2(5) | 429(404) |
| 合計 | 48(72) | 154(155) | 244(210) | 8(10) | 21(13) | 71(59) | 2(5) | 223(235) | 771(759) |

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は令和元年度の実績である。

【参考2】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

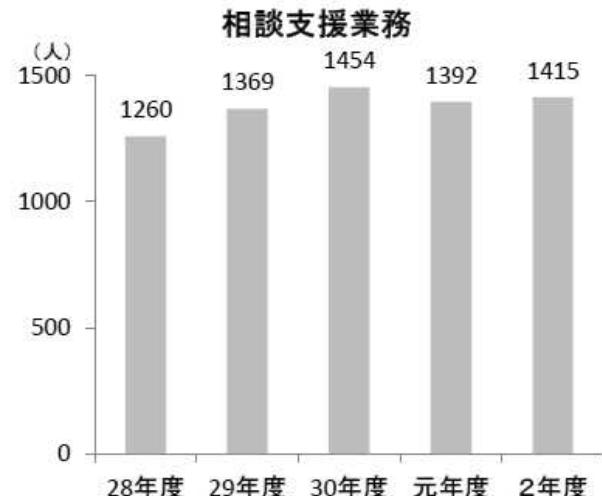
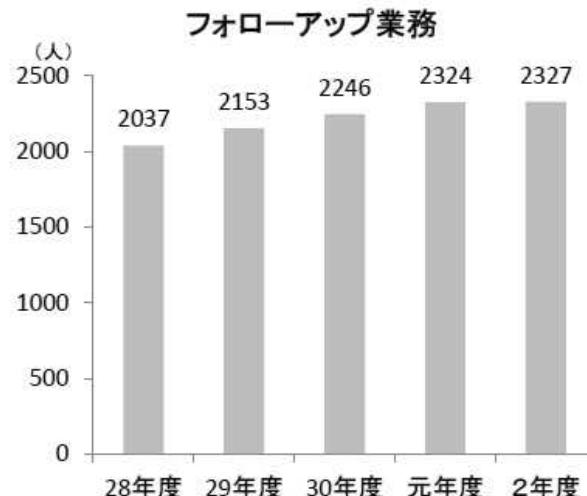
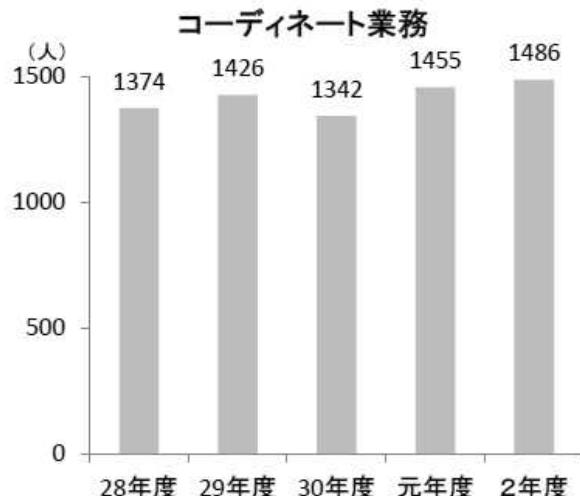


※「救護施設」は、令和2年度については「生活保護施設」である。

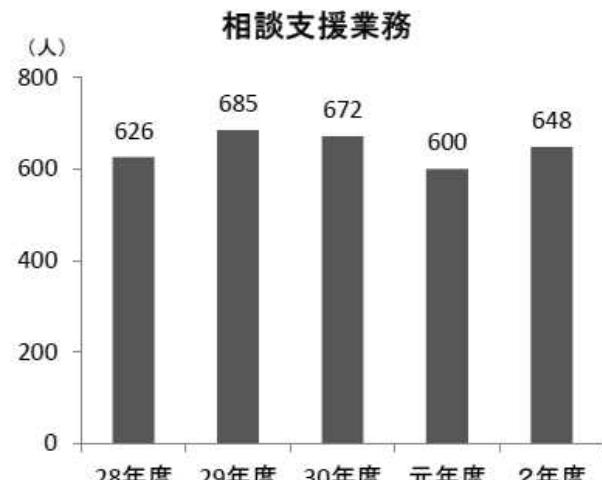
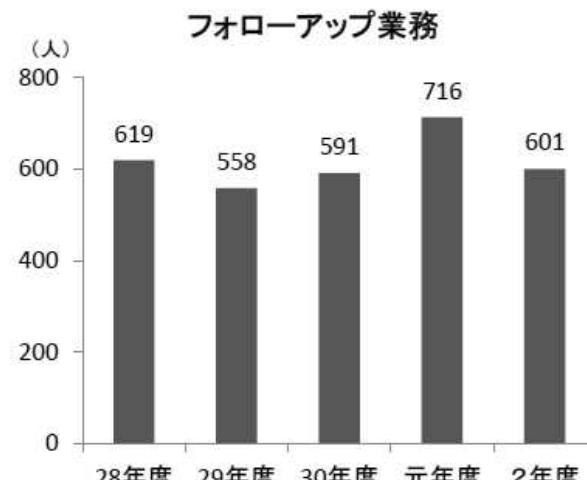
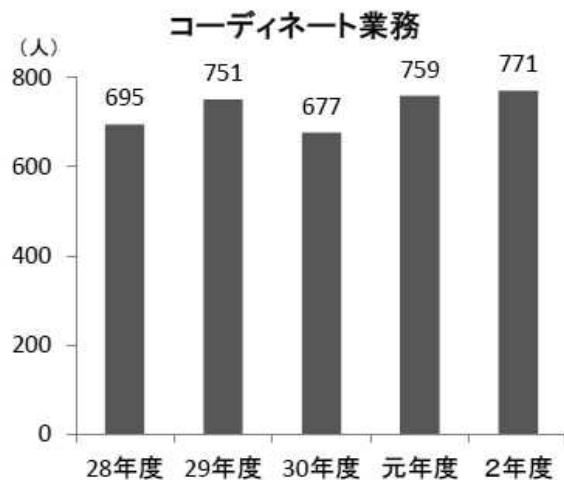
4 地域生活定着促進事業の支援実績③

【参考3】地域生活定着支援センターによる業務別実施件数及び支援終了件数の推移 (H28.4～R3.3)

1. 年度内支援実施件数



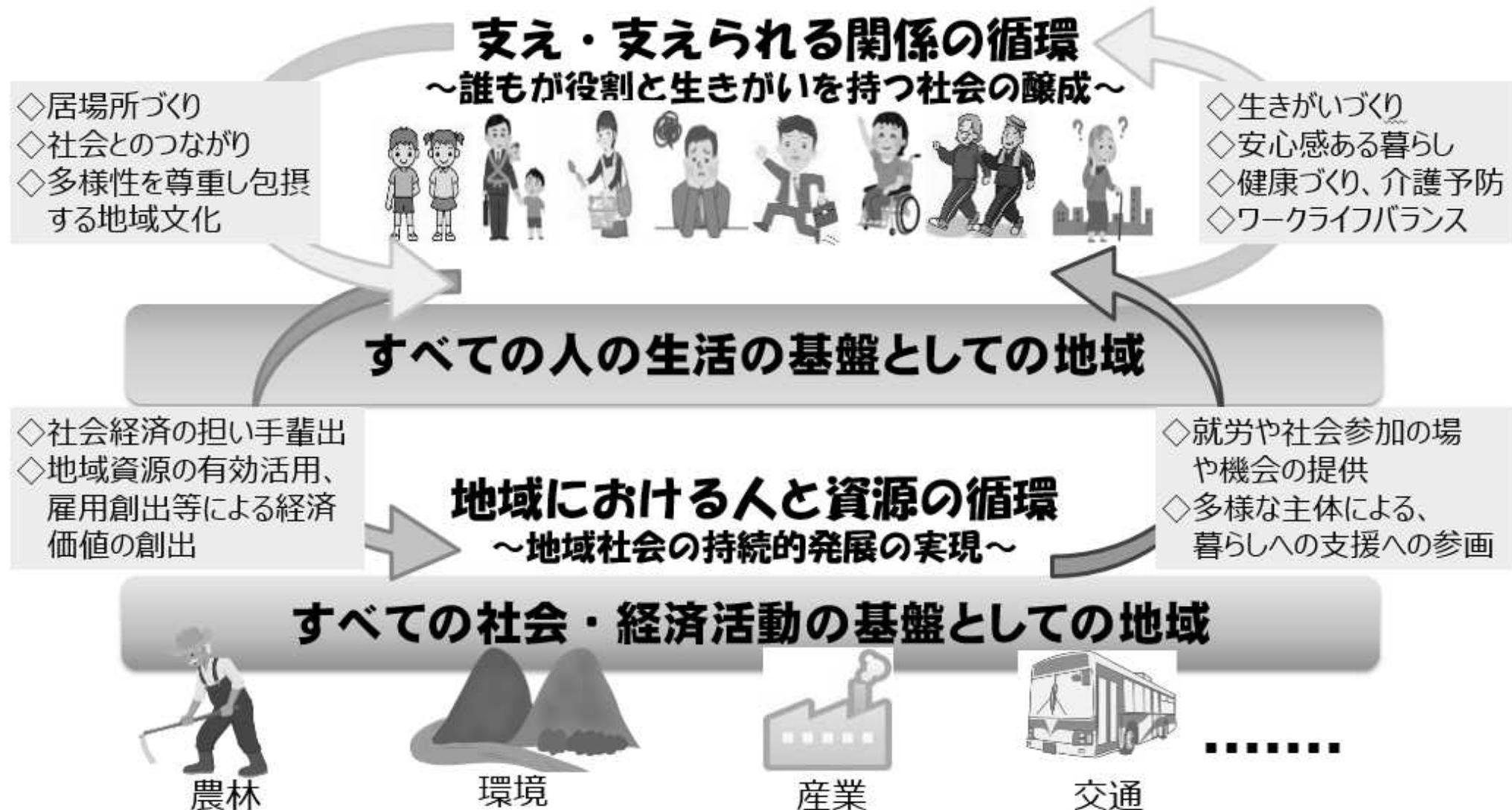
2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。(電話相談のみは除外)

5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状① 地域共生社会

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状② 地域共生社会

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状③ 地域共生社会

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

参考1

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状④ 地域共生社会

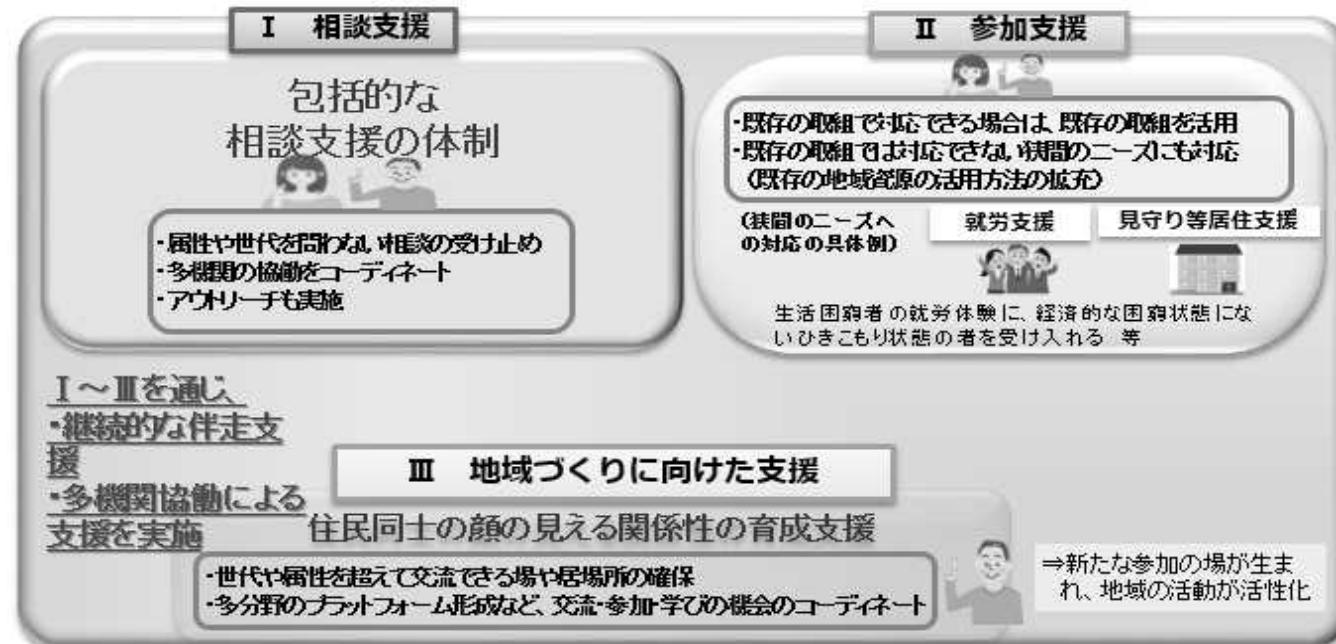
重層的支援体制整備事業の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

新たな事業の全体像



(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の相談・地域づくり

障害分野の相談・地域づくり

子ども分野の相談・地域づくり

生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

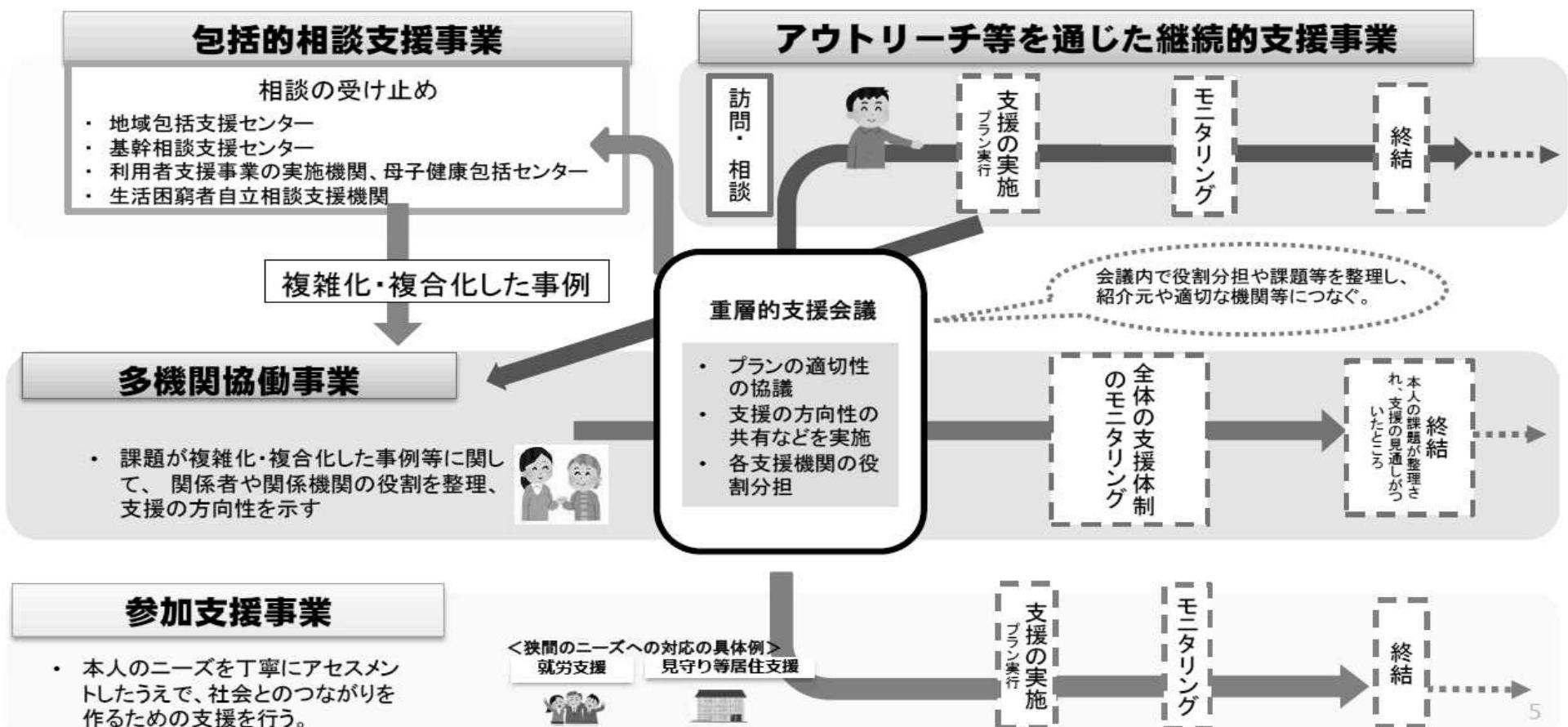
(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状⑤ 地域共生社会

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状⑥ 地域共生社会

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

| | |
|------|------|
| 北海道 | 七飯町 |
| | 妹背牛町 |
| | 鷹栖町 |
| | 津別町 |
| 岩手県 | 遠野市 |
| | 矢巾町 |
| 秋田県 | 大館市 |
| 埼玉県 | 川越市 |
| | 鳩山町 |
| 千葉県 | 松戸市 |
| | 市原市 |
| 東京都 | 世田谷区 |
| | 八王子市 |
| 神奈川県 | 逗子市 |
| 富山県 | 氷見市 |
| 石川県 | 小松市 |
| 福井県 | 坂井市 |
| 長野県 | 飯田市 |
| 愛知県 | 岡崎市 |
| | 豊田市 |
| | 東海市 |
| | 大府市 |
| | 長久手市 |

| | |
|------|-------|
| 三重県 | 伊勢市 |
| | 名張市 |
| | 鳥羽市 |
| | 伊賀市 |
| | 御浜町 |
| 滋賀県 | 長浜市 |
| | 守山市 |
| | 米原市 |
| 大阪府 | 豊中市 |
| | 大阪狭山市 |
| 和歌山県 | 和歌山市 |
| 鳥取県 | 北栄町 |
| 島根県 | 松江市 |
| | 大田市 |
| | 美郷町 |
| 広島県 | 廿日市市 |
| 愛媛県 | 宇和島市 |
| 福岡県 | 久留米市 |
| 大分県 | 津久見市 |

※42自治体

※令和3年3月29日通知発出時点

5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状⑦ 地域共生社会

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|------|-------|-----|-------|------|-------|-----|-------|------|------|
| 北海道 | 札幌市 | 群馬県 | 太田市 | 新潟県 | 新潟市 | 三重県 | 松阪市 | 鳥取県 | 米子市 | 佐賀県 | 佐賀市 |
| | 旭川市 | | 館林市 | | 三条市 | | 桑名市 | | 倉吉市 | | 長崎市 |
| | 厚真町 | | 上野村 | | 村上市 | | 鈴鹿市 | | 八頭町 | | 五島市 |
| | 広尾町 | | みなかみ町 | | 関川村 | | 龜山市 | | 湯梨浜町 | | 佐々町 |
| 青森県 | 平内町 | 埼玉県 | 玉村町 | 石川県 | 富山市 | 滋賀県 | 大津市 | 島根県 | 琴浦町 | 熊本県 | 熊本市 |
| | 今別町 | | さいたま市 | | 高岡市 | | 彦根市 | | 出雲市 | | 山鹿市 |
| | 蓬田村 | | 狭山市 | | 金沢市 | | 近江八幡市 | | 岡山市 | | 菊池市 |
| | 外ヶ浜町 | | 草加市 | | 輪島市 | | 栗東市 | | 総社市 | | 宇城市 |
| | 鰐ヶ沢町 | | 越谷市 | | 白山市 | | 甲賀市 | | 美作市 | | 合志市 |
| | 西目屋村 | | 和光市 | | 能美市 | | 野洲市 | | 西粟倉村 | | 大津町 |
| | 藤崎町 | | 日高市 | | 野々市市 | | 高島市 | | 広島市 | | 菊陽町 |
| | 大鷲町 | | ふじみ野市 | 福井県 | 越前市 | | 東近江市 | | 吳市 | | 御船町 |
| | 田舎館村 | | 川島町 | | 美浜町 | | 竜王町 | | 竹原市 | | 益城町 |
| 岩手県 | 板柳町 | 千葉県 | 木更津市 | 山梨県 | 甲州市 | 京都府 | 亀岡市 | 広島県 | 尾道市 | 大分県 | 中津市 |
| | 盛岡市 | | 八千代市 | | 長野市 | | 京田辺市 | | 大竹市 | | 竹田市 |
| | 岩泉町 | | 君津市 | | 伊那市 | | 精華町 | | 東広島市 | | 杵築市 |
| 宮城県 | 仙台市 | 長野県 | 浦安市 | 長野県 | 下諏訪町 | 大阪府 | 堺市 | 山口県 | 下関市 | 宮崎県 | 九重町 |
| | 涌谷町 | | 墨田区 | | 富士見町 | | 茨木市 | | 宇部市 | | 延岡市 |
| | 南三陸町 | | 目黒区 | | 原村 | | 八尾市 | | 長門市 | | 日向市 |
| 秋田県 | 能代市 | 岐阜県 | 中野区 | 岐阜県 | 朝日村 | 大阪府 | 寝屋川市 | 徳島県 | 美祢市 | 宮崎県 | 三股町 |
| | 湯沢市 | | 杉並区 | | 飯綱町 | | 高石市 | | 徳島市 | | 都農町 |
| | 鹿角市 | | 豊島区 | | 岐阜市 | | 阪南市 | | 小松島市 | | 美郷町 |
| | 由利本荘市 | | 江戸川区 | | 大垣市 | | 熊取町 | | 宇多津町 | | 高千穂町 |
| | 井川町 | | 立川市 | | 関市 | | 太子町 | 愛媛県 | 伊予市 | 鹿児島県 | 鹿屋市 |
| | 大潟村 | | 三鷹市 | | 恵那市 | | 姫路市 | | 四国中央市 | | 中種子町 |
| | 山形市 | | 青梅市 | | 美濃加茂市 | | 明石市 | | 要南町 | | 宇椙村 |
| | 天童市 | | 府中市 | | 神戸町 | | 芦屋市 | 高知県 | 高知市 | | 瀬戸内町 |
| 福島県 | 福島市 | 静岡県 | 調布市 | 静岡県 | 静岡市 | 兵庫県 | 伊丹市 | | 四万十市 | 沖縄県 | 和泊町 |
| | 須賀川市 | | 小金井市 | | 浜松市 | | 宝塚市 | | 奈半利町 | | 読谷村 |
| | 川俣町 | | 小平市 | | 熱海市 | | 川西市 | | 本山村 | | |
| | 楢葉町 | | 国分寺市 | | 伊豆市 | | 加東市 | | いの町 | | |
| 茨城県 | 古河市 | 愛知県 | 国立市 | 愛知県 | 函南町 | 奈良県 | たつの市 | 福岡県 | 中土佐町 | 福岡県 | 黒潮町 |
| | 東海村 | | 柏江市 | | 小山町 | | 桜井市 | | 黒潮町 | | |
| 栃木県 | 栃木市 | 神奈川県 | 多摩市 | 愛知県 | 名古屋市 | 奈良県 | 三郷町 | 福岡県 | 福岡市 | 福岡県 | 大牟田市 |
| | 小山市 | | 西東京市 | | 豊橋市 | | 田原本町 | | 大牟田市 | | 八女市 |
| | 那須塩原市 | | 横浜市 | | 半田市 | | 高取町 | | 小郡市 | | 古賀市 |
| | さくら市 | | 平塚市 | | 豊川市 | | 王寺町 | | 古賀市 | | うきは市 |
| | 那須烏山市 | | 鎌倉市 | | 稻沢市 | | 吉野町 | | 糸島市 | | 糸島市 |
| | 市貝町 | | 藤沢市 | | 知多市 | | 大淀町 | | 岡垣町 | | 大刀洗町 |
| | 壬生町 | | 小田原市 | | みよし市 | | 川上村 | | 大木町 | | 大木町 |
| | 野木町 | | 茅ヶ崎市 | | 阿久比町 | 和歌山県 | 橋本市 | | 苅田町 | | |
| | 高根沢町 | | 秦野市 | | 東浦町 | | 有田市 | | 大刀洗町 | | |
| | 那珂川町 | | | | 武豐町 | | | | 大木町 | | |

※243自治体

※令和3年3月29日通知発出時点

5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状⑧ 再犯防止推進法・推進計画

再犯防止推進法・推進計画

再犯防止推進法

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

再犯防止推進計画

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(推進法第17条、第21条関係)

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

ウ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

(2) 具体的施策

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生

(※左下の「再犯防止推進計画」の続き)

定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。

③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、(中略)一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。

5 地域生活定着促進事業を取り巻く現状⑨ 再犯防止推進法・推進計画

地方再犯防止推進計画等の策定状況 (R3.10.1現在)

※法務省調べ
(各都道府県、指定都市からの回答に基づく)

策定済み (条例の制定を含む) : **221** 団体

・都道府県 : **46** 団体

※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定

・指定都市 : **16** 団体 ※ 以下太字

・その他の市町村 (特別区を含む) : **159** 团体

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

甲信越・中部地方 (33市町村)

新潟県 : 新潟市, 長岡市
富山県 : 高岡市, 砺波市, 射水市
石川県 : 金沢市, 七尾市, 小松市
福井県 : 大野市
山梨県 : 小菅村
長野県 : 松本市, 岡谷市, 須坂市, 千曲市
岐阜県 : 岐阜市, 多治見市, 美濃市, 美濃加茂市, 土岐市
各務原市, 瑞穂市, 富加町, 七宗町, 白川町
静岡県 : 静岡市, 浜松市, 御殿場市
愛知県 : 豊橋市, みよし市
三重県 : 四日市市, 伊勢市, 名張市, 多気町

中国・四国地方 (44市町村)

鳥取県 : 米子市
島根県 : 松江市, 大田市, 安来市, 邑南町
岡山県 : 岡山市, 久米南町
広島県 : 広島市, 三原市, 尾道市, 大竹市
廿日市市
山口県 : 下関市, 宇部市, 山口市, 防府市
下松市, 岩国市, 光市, 柳井市, 美祢市
周南市, 周防大島町, 和木町, 平生町
徳島県 : 小松島市, 阿南市, 東みよし町, 上板町
香川県 : 高松市, 丸亀市, 善通寺市, 宇多津町
愛媛県 : 松山市, 今治市, 新居浜市, 西予市
東温市, 内子町, 松野町, 愛南町
高知県 : 室戸市, 香南市, 桥原町

【都道府県】

■策定済 ■協議会等で検討中



※離島を除く

九州地方 (13市町村)

福岡県 : 北九州市, 春日市
宇美町, 志免町
佐賀県 : 吉野ヶ里町
長崎県 : 西海市, 雲仙市
熊本県 : 熊本市
宮崎県 : 川南町, 日之影町
五ヶ瀬町
鹿児島県 : 奄美市
沖縄県 : 北大東村

北海道・東北地方 (15市町村)

北海道 : 小樽市, 帯広市, 北見市
苫小牧市, 北広島市
岩手県 : 盛岡市
宮城県 : 仙台市, 名取市, 多賀城市
大崎市
秋田県 : 秋田市, 男鹿市, 鹿角市, 大仙市
福島県 : 福島市

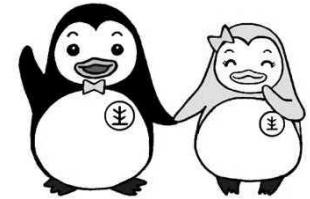
関東地方 (42市町村)

栃木県 : 宇都宮市, 栃木市, さくら市
群馬県 : 前橋市, 館林市, 富岡市, 安中市
嬬恋村, 明和町, 邑楽町
埼玉県 : さいたま市, 川越市, 越谷市, 朝霞市
志木市, 白岡市, 三芳町, 川島町, 吉見町
ときがわ町, 美里町
千葉県 : 南房総市
東京都 : 千代田区, 大田区, 中野区, 豊島区
八王子市, 府中市, 国分寺市, 福生市
武蔵村山市, 瑞穂町, 日の出町
神奈川県 : 横浜市, 川崎市, 相模原市, 鎌倉市
藤沢市, 厚木市
座間市, 南足柄市, 開成町

近畿地方 (28市町村)

滋賀県 : 草津市, 野洲市, 甲賀市, 日野町
京都府 : 京都市, 宇治市
大阪府 : 大阪市, 堺市, 豊中市, 高槻市, 茨木市
泉佐野市, 寝屋川市, 河内長野市
柏原市, 羽曳野市, 門真市, 摂津市
高石市, 藤井寺市, 交野市, 大阪狭山市
忠岡町
兵庫県 : 神戸市, 明石市(※), 加古川市
奈良県 : 奈良市(※), 五條市(※)

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

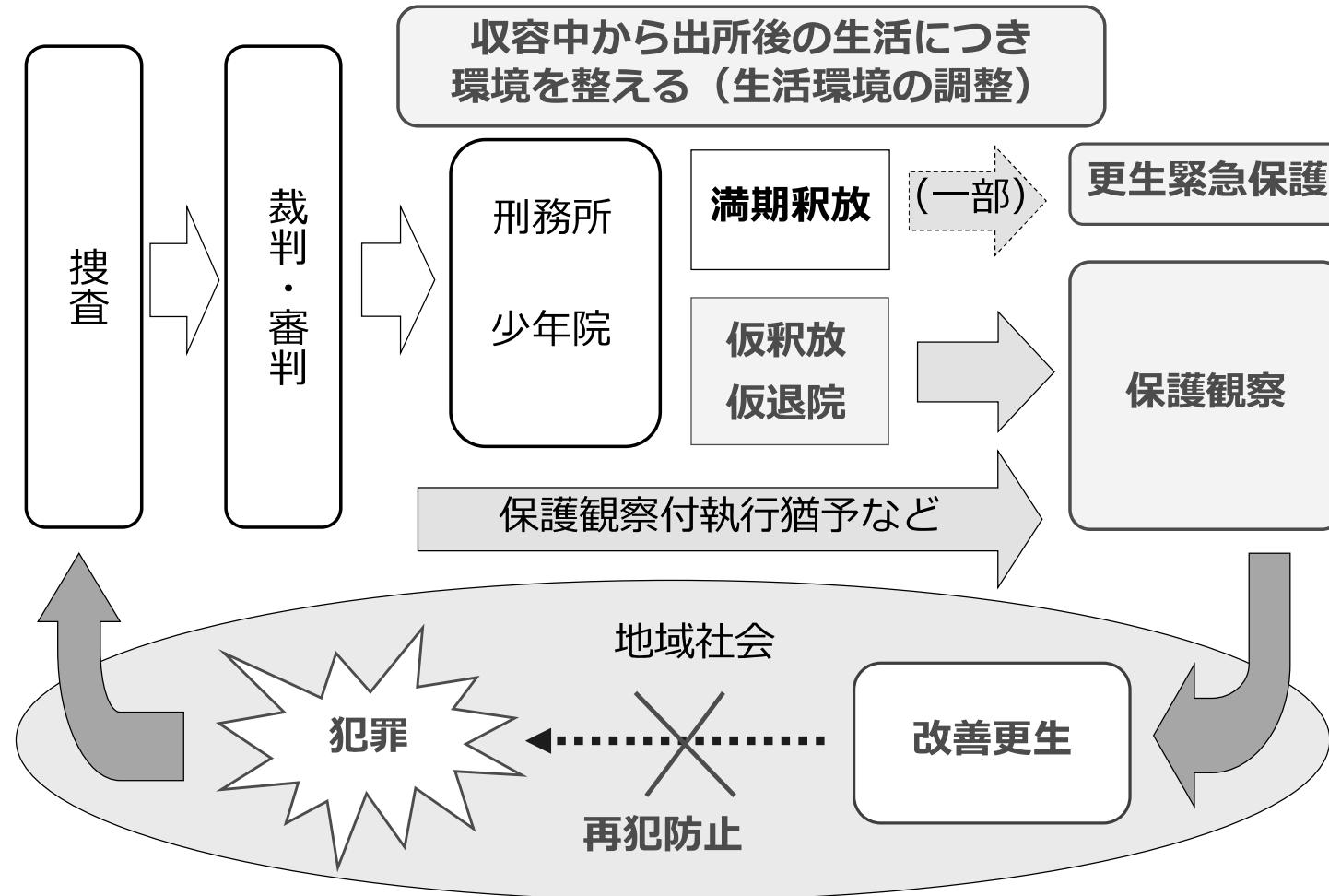


更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん サラちゃん

全国地域生活定着支援センター関東・甲信越ブロック専門研修 更生保護と最近の動きについて

令和3年11月11日
法務省保護局観察課 青木出

更生保護の役割 ~刑事司法における再犯防止のかなめ~



保護観察所の主な業務



立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

生活環境の調整

刑務所や少年院などに収容されている人が対象。
その希望する帰住先について、保護観察官や保護司が赴き、「釈放後の生活の場として適当か」「就労、就学はどうするか」などの調査、調整を行う。

更生緊急保護

満期釈放者、起訴猶予者等で緊急の支援が必要な人が対象。
その申出に基づき、更生保護施設への委託などを行う。

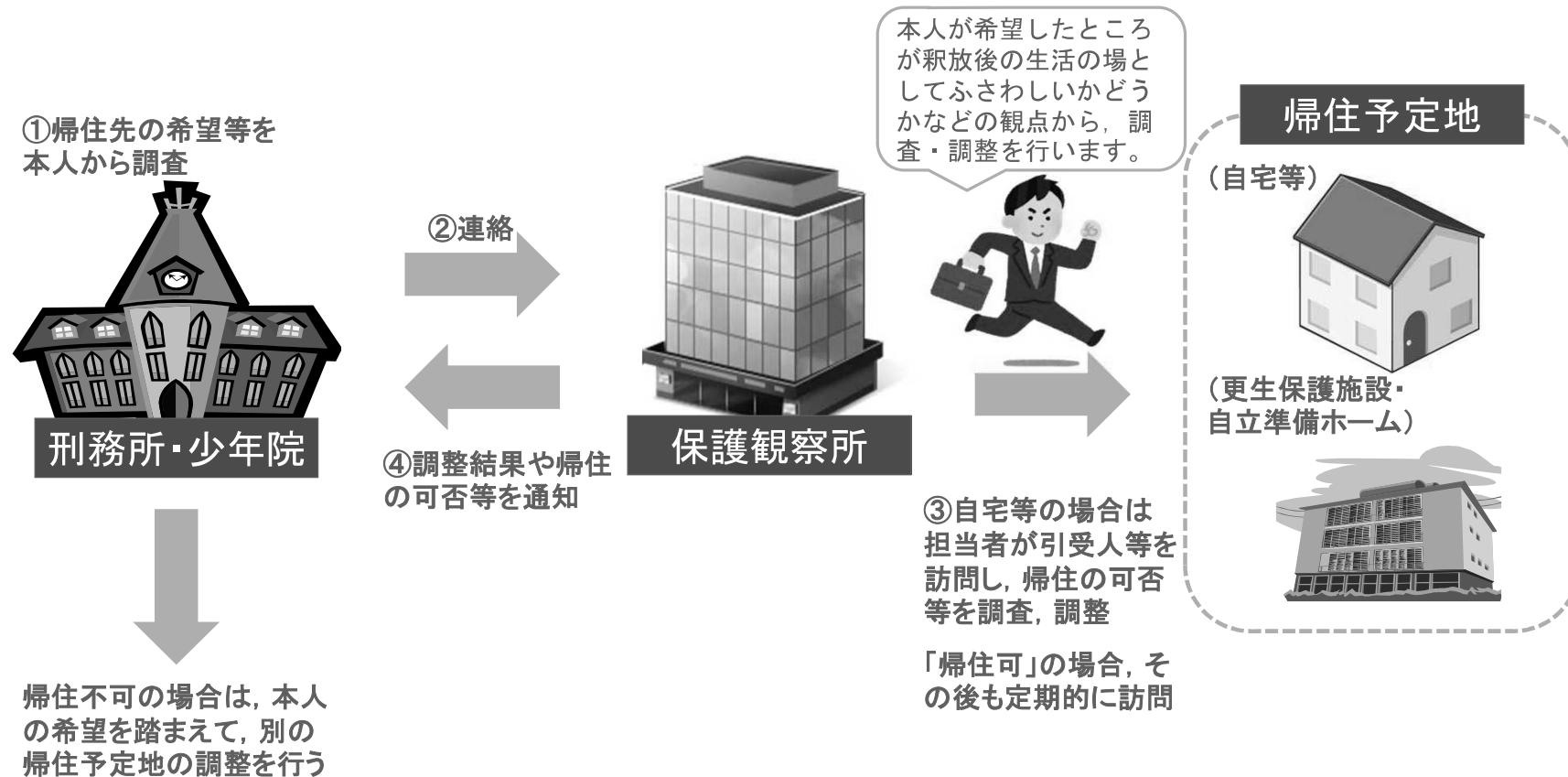
保護観察

仮釈放者や、保護観察付執行猶予を言い渡された人などが対象。成人も少年も含まれる。保護観察官や保護司が個別に担当となり、面接、家庭訪問等を実施。個別の事情に応じて、各種プログラムなどを行う。保護観察対象者には期間中「遵守事項」を守る義務があり、違反すると仮釈放を取り消されるなどの場合がある。

その他

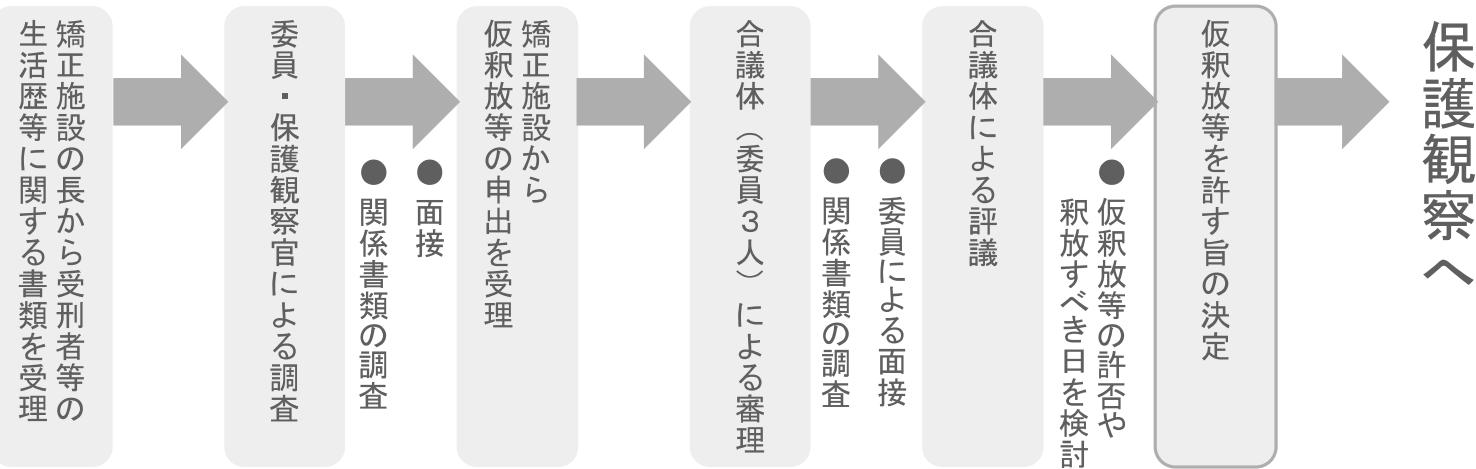
医療観察、犯罪被害者支援、犯罪予防活動（社会を明るくする運動）、恩赦手続などを実施している。

一般的な生活環境の調整のイメージ



仮釈放

地方更生保護委員会における仮釈放の手続（典型的な例）



- 受刑者うち一定の許可の基準を満たした人について、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮に釈放し、再犯の防止と円滑な社会復帰を促進するための制度
- 仮釈放の間は保護観察に付される
- 仮釈放の要件
 - 有期刑の場合は、刑期の1/3が経過
 - 悔悟の情、改善更生の意欲、再犯のおそれ、保護観察の相当性、社会の感情
 - 帰住可能な帰住予定地があることが前提

更生緊急保護

| | |
|--------|---|
| 趣 旨 | 刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛星福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの |
| 対 象 | <ul style="list-style-type: none">○ 満期釈放者・仮釈放期間満了者○ 起訴猶予者○ 少年院仮退院者・仮退院期間満了者○ 保護観察に付されない執行猶予者○ 罰金又は科料の言渡しを受けた者 <p>など（本人の申出が必要）</p> |
| 措置内容 | <ul style="list-style-type: none">○ 宿泊場所の供与（更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託）○ 金品の給貸与（食事・医療の給与等）○ 宿泊場所への帰住援助（旅費給与） <p>など（必要かつ相当な限度で）</p> |
| 期 間 | 原則として身体の拘束を解かれて 6 月以内 (特に必要があれば 6 月延長可) |

特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者に対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整に係る特別の手続

特別調整（選定するための要件）

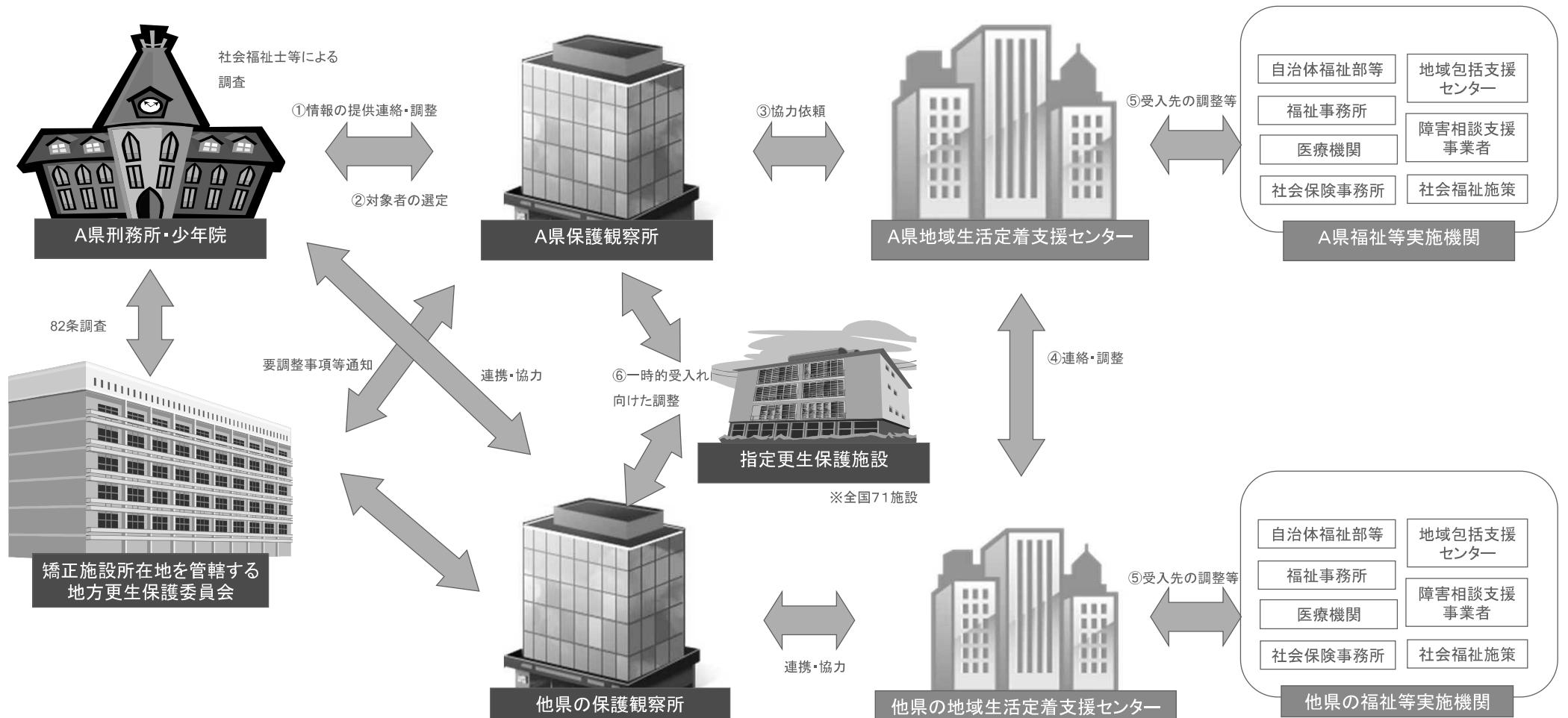
以下の1～6の要件を全て満たすもの

- 1 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報の提供に同意していること

■ 特別調整（通達改正）

- 委員会における特別調整候補者の選定手続の新設
 - 82条調査面接時に要件を確認
- 特別調整における委員会の役割を明記
 - 積極的な仮釈放の運用に配意
 - 82条調査面接を継続的に実施
- 特別調整による帰住予定地確定前から更生保護施設への一時受入れの調整開始
- 一般調整における委員会の役割を明記
 - 福祉サービスの調整の必要性を保護観察所に通知

特別調整（イメージ図）



更生緊急保護の重点実施等

検察庁と連携の上、特に支援の必要性が高い被疑者等に対し、事前に調査・調整を行い、更生緊急保護の措置として、重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援を行うもの

検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等

■ 目的

- 更生緊急保護の措置として、重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援を行う

■ 対象

- 起訴猶予処分又は全部執行猶予（保護観察に付されるものを除く）、罰金若しくは科料の言渡しにより釈放される場合、更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当な者

■ 事前手続

- 主任検察官と支援担当官の速やかな事前協議
- 支援担当官は速やかに面接等により事前調査を行い、必要性、相当性を判断し、重点実施予定者として選定
- 重点実施のために必要な事項についての調整（更生保護施設等への入所等）
- 被疑者等が高齢・障害等により福祉サービスが必要であり、かつ関係機関への個人情報の提供に同意している場合は、地域生活定着支援センターに協力依頼

■ 檢察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等

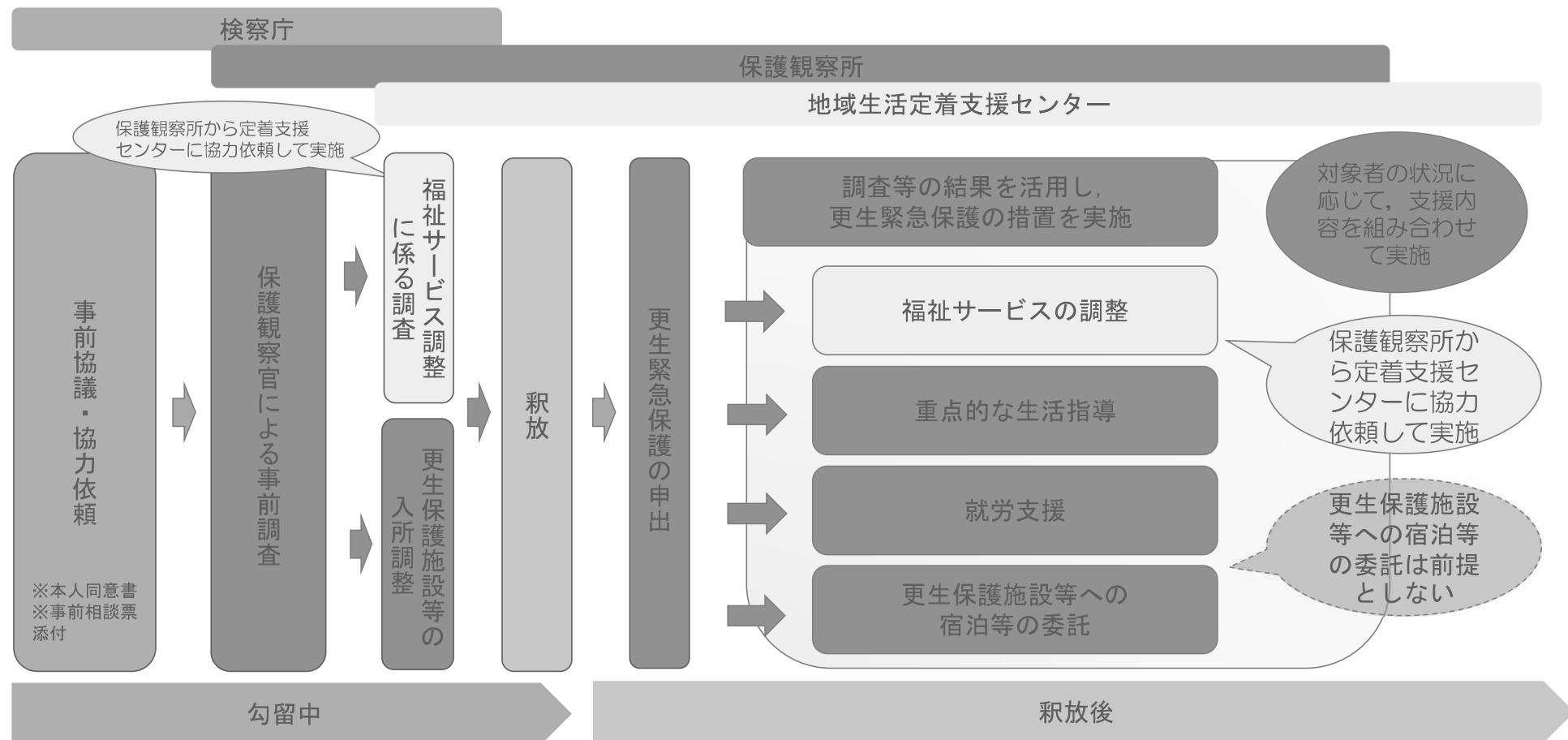
■ 更生緊急保護の実施

- 重点実施予定者から更生緊急保護の申出を受けたときは、事前の調査・調整の結果を踏まえ、重点実施対象者に選定
- 被疑者等が高齢・障害等により福祉サービスが必要であり、かつ関係機関への個人情報の提供に同意している場合は、地域生活定着支援センターに協力依頼
- 必要に応じ、更生緊急保護の継続的支援を実施
- 重点実施予定者としなかった者から更生緊急保護の申出があったときは、必要な更生緊急保護の措置を実施し、要件を満たす場合は重点実施対象者に準じて地域生活定着支援センターに協力依頼

■ 地域の実情に応じた対応

- 檢察庁、地域生活定着支援センター等とあらかじめ協議の上、対象、手続き及び内容について、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施

検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等



更生緊急保護における継続的支援

更生緊急保護の申出をした者に対し、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関と連携するなどして、更生緊急保護の各措置を継続的に実施し、支援することにより、その再犯防止と改善更生を図る取組。

更生緊急保護における継続的支援

更生緊急保護は、息の長い支援の実現のための重要な制度

- これまで、保護観察所が自ら行う更生緊急保護の措置は、福祉・医療等の関係機関による支援が受けられるようあっせんしたり、金品の給貸与等を行うなどの一時的な保護の措置が中心
- 継続的な関与は、更生保護施設等に委託保護する事例以外では、起訴猶予者等に対する入口支援で限定的に実施するのみだった

重層的、伴走的な支援の必要性

- 起訴猶予者等に対する入口支援対象者以外の更生緊急保護対象者にも継続的な支援を行うことが必要
- 特別調整や更生緊急保護の重点実施等の対象者は、特に支援の必要性が高い

静岡県地域生活定着支援センターの報告

社会福祉法人 あしたか太陽の丘
静岡県地域生活定着支援センターひまわり
所長 須田 早苗

地域生活定着支援センターの概要

地域生活定着支援センターとは？

矯正施設退所後、直ちに福祉サービスにつなげるため、各都道府県に設置されている。地域生活定着促進事業を実施する。

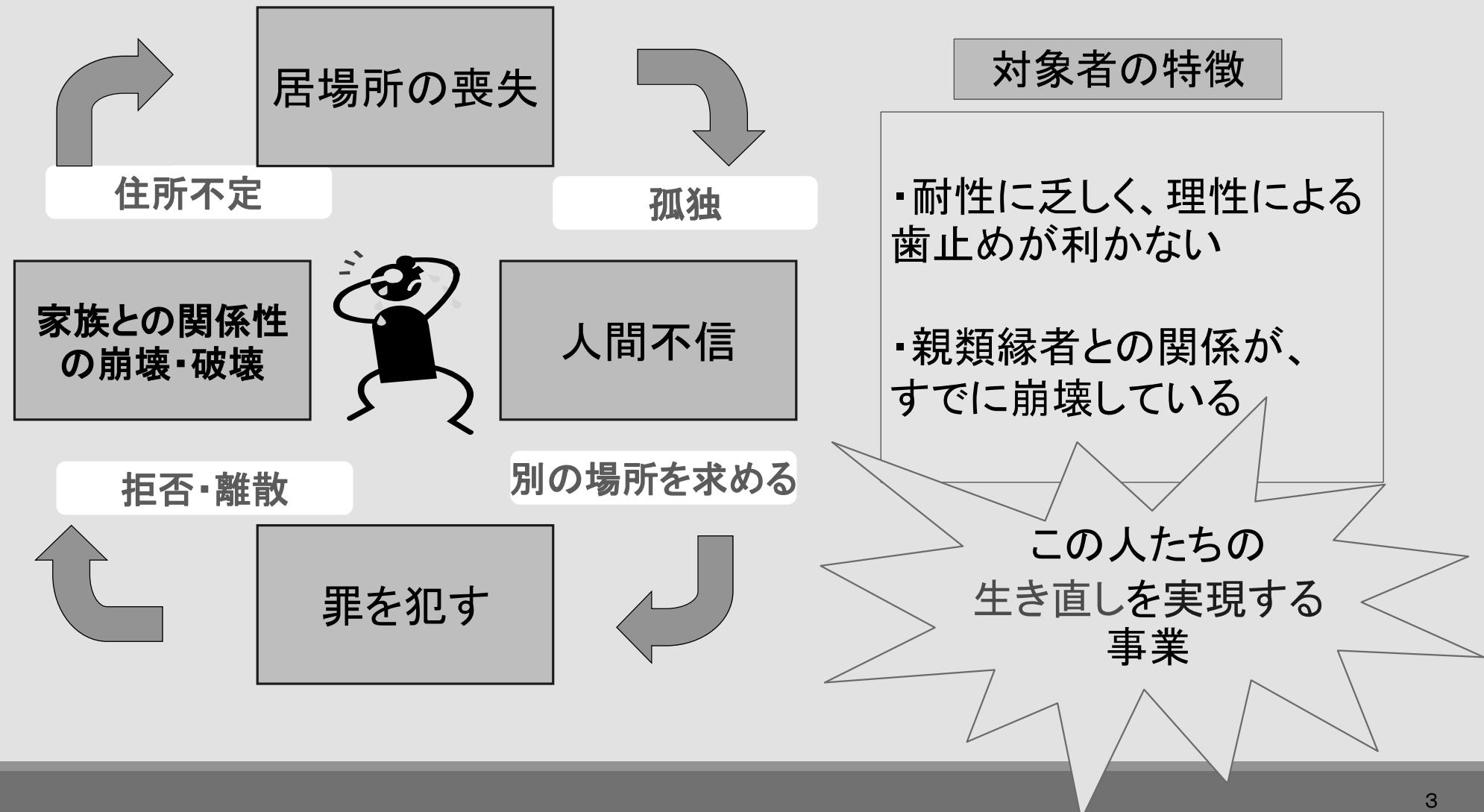
地域生活定着促進事業の目的

司法や福祉等が連携して相談支援を実施することにより、その社会復帰及び、地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。



**対象者が刑務所等を出所したあと、
生活に困らないように収入の確保や住む場所や日
中活動場所、福祉サービス利用申請などの必要な支
援を行います。**

※ 福祉の支援が必要な矯正施設退所者 ※



地域生活定着支援センターの業務

地域生活定着支援センター



相談支援業務

福祉・司法等の関係機関や
ご家族からの相談対応

その他必要な 支援業務

支援ネットワークの立ち上げや
支援会議の開催



フォローアップ業務

出所後に福祉サービス手続きの同行
生活環境の整備、訪問等々

コーディネート業務

矯正施設にいる間に
必要な福祉サービスの事前調整

被疑者等支援業務

留置所や拘置所等にいる間
に福祉サービスの事前調整と
釈放された後の支援

啓発活動等

様々な分野の方に向けて
研修実施や会議に参加

静岡県地域生活定着支援センター支援人数

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 (H31) | R2 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|
| コーディネート | 24 | 31 | 40 | 51 | 49 | 57 | 49 | 46 | 49 | 51 |
| フォローアップ | 15 | 22 | 34 | 38 | 48 | 51 | 70 | 50 | 52 | 52 |
| 相談支援 | 5 | 9 | 4 | 7 | 14 | 11 | 30 | 13 | 5 | 12 |
| 計 | 44 | 62 | 78 | 96 | 111 | 119 | 149 | 109 | 106 | 115 |

(単位：人)

支援時間は、個々の様子や居住場所の福祉サービスの充実度等々により、変わってきます。

支援対象者の年齢内訳

※ 平成21年7月～令和3年3月末まで

65歳以上の対象者:172名

高齢 : 43%

65歳未満の対象者:227名

障害 : 57%

出所後の受け入れ先の内訳

| 種 別 | 人 数 | |
|--------------------|-----|--|
| 更生保護施設※1・自立準備ホーム※2 | 44 | ※1 更生保護施設 矯正施設退所者や保護観察を受けている方の社会復帰を支援する施設。(国の委託) 寝る所、食事の提供、仕事探し等を行う。 |
| 自宅・アパート | 44 | |
| 障害者支援施設 | 14 | |
| グループホーム（障害）（高齢） | 6 | |
| 病院 | 5 | |
| 救護施設 | 14 | ※2 自立準備ホーム 保護観察所が民間の事業所に委託する。基本は更生保護施設と機能は同じだが、社会福祉法人やNPO法人など様々な施設が受託するため、細かい日課やルールは施設により異なる。 |
| サ高住 | 1 | |
| 養護老人ホーム | 14 | |
| 有料老人ホーム | 4 | |
| 特別養護老人ホーム | 4 | |
| 無料低額宿泊所※3 | 22 | ※3 無料低額宿泊所 生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業として開設された施設。 |
| その他 | 14 | |

※H21～R2年度(県内帰住者のみ)

事例から

- ・ 信頼関係
　　対象者との信頼関係の構築が重要
- ・ 背景
　　生活歴を知ることで理解
- ・ 支援者の戸惑い・不安感
　　会って安心できることが多い
　　支援者のチームにより安心
- ・ 適切なアセスメント
　　安定した生活



定着支援センターの支援とは？

厚生労働省と法務省のスタンスの違い

法務省… 再犯防止

厚生労働省… 福祉サービス等の利用により、生活が安定できれば、犯罪につながらない
(定着の委託費は厚生労働省から…)



平成21年出所4年以内刑務所再入率 一般(全受刑者)36.0%

平成21～25年9月までの再入率 特別調整 7.9%

(全国地域生活定着支援センター連絡協議会)

平成21～24年出所の刑務所再入率 一般(全受刑者)22.7%

ご清聴ありがとうございました

今後も定着支援センターの業務にご理解、ご協力を
お願ひいたします。

